

○西脇市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程（平成26年12月26日告示第 281号）

○西脇市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程

平成26年12月26日告示第 281号

改正

平成27年3月31日告示第64号

平成27年12月28日告示第 344号

平成29年3月31日告示第60号

西脇市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るために、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用具の種目及び給付対象者）

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具とし、その用具の給付対象者は、同表の対象者欄に掲げる者で、市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等で、在宅での療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されたもの
- (2) 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）の対象にならない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象にならない者

（給付の申請）

第3条 小児慢性特定疾病児童等の保護者は、用具の給付を受けようとするときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に医師の診断書（様式第2号）及び小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は課税証明等必要な書類を求めることができる。

（給付の決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（様式第3号）により小児慢性特定疾病児童等の身体の状況、家庭の経済状況、家庭環境、住宅環境等を調査のうえ、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付することを決定したときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を、給付しないことを決定したときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下通知書（様式第6号）を申請者にそれぞれ交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が指定した納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出し、用具の給付を受けなければならない。

(費用の負担)

第6条 利用者は、用具の給付を受けたときは、別表第2の階層区分の欄の区分に応じ、それぞれ徴収基準月額欄に掲げる額を上限とし、必要な用具の給付に要する費用（以下「費用」という。）の全部又は一部を業者に直接支払うものとする。

(給付方法)

第7条 用具の給付は、現物給付とする。

(費用の請求)

第8条 業者は、当該費用から第6条の規定により利用者が業者に直接支払った額を控除した額を市長に請求するものとする。この場合において、業者は利用者から受領した給付券を添付するものとする。

(用具の管理)

第9条 利用者は、当該用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第10条 市長は、申請、決定及び給付の状況を明らかにするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第64号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第344号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第60号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として小児慢性特定疾病児童等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を増設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人口膀胱を増設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2（第6条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	C 1階層 2,250	230
		所得割の額のある世帯	C 2階層 2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D 1階層 3,450	350
		2,401～ 4,800円	D 2階層 3,800	380
		4,801～ 8,400円	D 3階層 4,250	430
		8,401～ 12,000円	D 4階層 4,700	470
		12,001～ 16,200円	D 5階層 5,500	550
		16,201～ 21,000円	D 6階層 6,250	630
		21,001～ 46,200円	D 7階層 8,100	810
		46,201～ 60,000円	D 8階層 9,350	940
		60,001～ 78,000円	D 9階層 11,550	1,160
		78,001～ 100,500円	D 10階層 13,750	1,380
		100,501～ 190,000円	D 11階層 17,850	1,790
		190,001～ 299,500円	D 12階層 22,000	2,200
		299,501～ 831,900円	D 13階層 26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000円	D 14階層 40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000円	D 15階層 42,500	4,250
1,632,001～ 2,302,900円	D 16階層 51,450	5,150		
2,302,901～ 3,117,000円	D 17階層 61,250	6,130		

		3,117,001～	4,173,000円	D18階層	71,900	7,190
		4,173,001円	以上	D19階層	全額	左の徴収基準 月額10%。 ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 徴収月額として算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため別の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上別の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者として取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族

（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して

扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いはしないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課された市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 この表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用をいう。ただし、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度の所得を比較して著しい変動があった場合は、その状況等

を勘案して実状に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）